

令和2年2月5日

久留米市長 大久保 勉 様



久留米市国民健康保険運営協議会
会長 松岡 保浩



令和2年度久留米市国民健康保険料率等について（答申）

令和2年1月28日付1健保第5233号をもって諮問のあった、令和2年度久留米市国民健康保険料率等については、下記のとおり答申する。

記

1. 医療給付費分（基礎賦課分）、後期高齢者支援金等分および介護納付金分の保険料率等については、いずれも現行どおりに据え置くものとし、賦課限度額については、国の基準とすることを了承する。

2. 附帯意見

医療技術の高度化や高齢化等により一人あたりの医療費は上昇している。これに伴い、今後は更なる納付金の上昇が予想され、市の国民健康保険財政は一層厳しくなることが考えられる。

市としてこのような状況に対応できるよう次のことに取り組むこと。

(1) 国民健康保険事業費納付金について

納付金が増加する場合は、制度上、保険料率に影響が出るため、被保険者に急激な負担の増加が生じることのないよう、国や県に財政措置や安定した制度の構築を求めるほか、市においても様々な検討を行い、慎重に対応すること。

(2) 国民健康保険事業特別会計の運営について

増大する医療費を抑制するためにも、医療費の分析を行うこと。その分析結果に基づき、被保険者の後期高齢者医療制度への移行を見据え、健康増進や疾病予防の取り組みを積極的に進めること。

様々な保険料収入確保の取り組みにより平成30年度保険料の収納率は、94.8%と高い水準にある。今後も収納率の向上を目指し、負担の公平性などの観点からも、引き続き収納対策の強化を図ること。

(3) 保険料水準の均一化に向けて

県内の保険料水準の均一化を早期に実現するために、県へ要望・働きかけを行うこと。